

添田町議会交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、添田町議会議長（以下「議長」という。）が町議会を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「議会交際費」という。）の支出について、必要な事項を定めるものとする。

(議会交際費の支出)

第2条 議長は、町議会の運営及び町政に有益と認めるもの及び交際上必要と認めるものについて、予算の範囲内で議会交際費を支出する。

(責務)

第3条 議会交際費の支出にあたっては、支出内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲で、かつ、支出金額が必要最小限の金額となるよう努めなければならない。

(支出先)

第4条 議会交際費の支出先となる個人または団体は、次のとおりとする。

- (1) 町議会の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 町議会及び町政の伸展に功績があるもの
- (3) 災害、事故等にあつたもの
- (4) その他、議長が特に必要と認めるもの

(支出区分)

第5条 議会交際費は、次の区分に基づいて支出することができるものとする。

支出区分	支出内容	支出金額等
慶 祝	記念式典、地域イベント等慶事及び各種行事のお祝いに係る経費	金額に指定がある場合は当該金額とし、指定がない場合は10,000円を限度とする。
弔 慰	葬儀等における香典、生花等に係る経費	社会通念上、妥当と認められる範囲及び金額を支出する。
会 費	研修会、会議等の出席に係る経費	金額に指定がある場合は当該金額とし、指定がない場合は10,000円を限度とする。
見舞金	災害、事故等の見舞いに係る経費	社会通念上、妥当と認められる額とする。
その他	その他、議会運営上特に議長が必要と認めるものに係る経費	その案件に応じ必要と見込まれる額とする。

2 前項の規定にかかわらず、議長は、議会の円滑な運営のため特にその必要があるときは、その限度額を超えた額を支出することができる。

(公表)

第 6 条 議長は、議会交際費の公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額等
- (4) 支出の対象

(公表の時期及び方法)

第 7 条 議会交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月末までに、添田町ホームページに掲載し行うとともに、議会事務局において閲覧できるものとする。

(個人情報の保護)

第 8 条 議会交際費の公表にあたっては、個人情報の保護に十分配慮し行うものとする。

(議会交際費の見直し等)

第 9 条 議長は、この基準の支出内容や金額が、常に町民感覚と離れることのないよう、社会経済状況の変化等を十分考慮した上で、適正な執行に努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第 10 条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定めるものとする。

附 則

この基準は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。